

**改正**

平成20年3月26日告示第31号

平成24年4月20日告示第59号

平成26年11月21日告示第94号

平成29年3月31日告示第40号

平成30年3月20日告示第26号

東かがわ市広告事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、市が管理する資産（市のホームページ、市が発行する刊行物等を含む。以下「市資産」という。）を有効活用することにより、民間事業者その他の事業者（以下「事業者」という。）の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保し、もって住民福祉の維持・向上を図ることを目的として広告事業を実施するものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において「広告事業」とは、市資産を広告（事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。）の媒体（施設、刊行物その他の広告を表示することができるものをいう。）に供し、これに伴う広告料を徴収することをいう。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び市が使用する封筒その他印刷物

イ 市のホームページ等インターネット上に掲載されるもの

ウ 市の財産（債権及び基金を除く。）

エ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が個別に認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に事業者の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告事業者 広告の掲載を決定された広告主及び広告代理店をいう。

(広告媒体の適正な使用)

**第3条** 広告事業の実施による広告媒体の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、東かがわ

市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成15年東かがわ市条例第34号）、東かがわ市公有財産管理規則（平成15年東かがわ市規則第36号）他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行われなければならない。

（広告表示の基本原則）

**第4条** 広告媒体に掲載する広告表示の基本原則は、次のとおりとする。

- （1） 公正で真実なものであること。
- （2） 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- （3） 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- （4） 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- （5） 本市条例及び関係法令を遵守したものであること。

（広告事業の対象範囲等）

**第5条** 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- （1） 法令等に違反するもの
- （2） 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- （3） 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- （4） 政治性又は宗教性のあるもの
- （5） 個人の氏名を広告するもの
- （6） 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- （7） 青少年保護及び健全育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- （8） 当該広告の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- （9） 広告媒体の使用、発行等の目的に支障を来すもの
- （10） 広告媒体の性質等により表示することが適当でないと認められるもの
- （11） その他市長が適切でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他の公共団体が公用若しくは公共のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき事業所等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該事業所等の名称その他の自己の事業等の内容について表示するものその他広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告事業の対象としないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲、広告料等の実施基準については、市長が別

に定める。

(広告の事案ごとに定める事項及びその事案の所管部署)

**第6条** 前条に定めるもののほか、広告事業の実施について必要な事項は、当該広告媒体を所管する部署の長が総務部総務課長と協議の上、別に定めるとともに、当該広告事業を実施する。

(広告事業審査会)

**第7条** 広告の事案ごとに、実施の適否、広告料、広告の内容等を審査させるため、広告事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は総務部長の職にある者をもって充て、委員は、総務部総務課長、財務課長、人権推進課長及び地域創生課長並びに教育委員会事務局学校教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 前項に定める者のほか、委員長は、必要に応じて当該広告媒体を所管する部署の長の職にある者を委員に充てることができる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議)

**第8条** 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、広告事業を実施しようとする市資産を管理する権限を有する課等の長を審査会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 前項に定める場合のほか、委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員長は、広告が表示されることについて、法令、条例若しくは規則に特別の定めのある場合又は第5条に規定する広告事業の対象範囲に適合していることが明らかであると認められる場合(新規に行われる広告事業である場合を除く。)については、審査会の審査を省略することができる。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(広告事業の募集)

**第9条** 広告事業の募集は、原則として公募するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、広告代理業を営む者に委託することができる。

(広告事業の申込み)

**第10条** 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、東かがわ市有料広告事業申込書（別記様式）に、掲載しようとする広告の原稿及び図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告事業者の決定)

**第11条** 市長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに内容を審査会に諮り、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。ただし、市長は、必要がある場合は、申込者に修正を求めることができる。

2 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申込みが掲載募集枠数を超過する場合は、抽選により広告掲載を決定するものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。

(広告事業者の責任等)

**第12条** 広告の内容に関する責任は、広告事業者が負うものとし、広告掲載後、広告事業者の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 広告事業者は、市の市税等を完納していなければならない。実際に広告を掲載する者が広告事業者と異なる場合においても、同様とする。

3 広告事業者は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

(1) 広告料が期日までに納付されないとき。

(2) 第4条若しくは前条第2項若しくは第3項の規定に反し、又は第5条第1項の各号に該当すると判断したとき。

(3) その他広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

2 広告事業者は、前項の規定による広告掲載の決定の取り消しに伴う損害については、市長に対し、その損害の賠償を請求することはできない。

(広告掲載の取下げ及び変更)

**第14条** 広告事業者の都合により、広告の表示を取り下げ、又は変更することができる。

2 広告表示を取り下げ、又は変更するときは、書面によるものとする。

(広告料の還付)

**第15条** 徴収した広告料は、原則として還付しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市の都合により広告の表示ができなかったときは広告料を還付するものとする。ただし、次の各号に定める場合は還付しないものとする。

(1) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(2) その他公益上やむを得ない場合

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日告示第31号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年4月20日告示第59号)

この告示は、平成24年4月20日から施行する。

**附 則** (平成26年11月21日告示第94号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月25日から施行する。

**附 則** (平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、平成30年3月20日から施行する。

**附 則** (平成30年3月20日告示第26号)

年 月 日

東かがわ市有料広告事業申込書

東かがわ市長 殿

〒  
(申込者) 住 所(所在地)  
氏 名(名称)  
代 表 者 名  
(連絡先) 電 話  
F A X

東かがわ市広告事業実施要綱第 10 条に基づき、次のとおり申込みます。なお、広告の申込みに当たっては東かがわ市広告基準実施要綱及び東かがわ市広告事業実施基準を遵守します。

記

広告掲載媒体	
広告掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
広告掲載媒体番号 又は掲載号	No. ~ No. 月号 ~ 月号
広告の内容	
広告原稿等	別紙のとおり